

日本における先住民族の文化権の法理論と法実態 -アイヌ民族を事例として-

包烏力吉倉

(内蒙古民族大学教育科学学院)

篠原清昭

(岐阜大学教職大学院)

序

先住民族の文化権をどのように考えるか。そもそも「文化」自体をどう規定するかは難しいが、それが単に高尚な芸術や文学だけではなく生きるための価値に繋がる生活文化と考えたとき、文化権は自分らしく生きる権利として民族性と深くリンクする。そのため、先住民の文化権は国民の文化権と異なり、①自由権としての民族文化の独立権、②社会権としての民族文化への享受権・創造権、さらに③集団的権利としての文化自決権や文化的アイデンティティ権などから構成される。このとき、文化権の内実は個々の先住民族の成立の歴史や文化の状況さらにマジョリティーである「国家」の統治形態により多様であり、公定的、標準的な基準を持たない。しかし、一方、2007年(9月13日)に国際連合が制定した「先住民族の権利に関する国際宣言」(以下、国際宣言と略す。)は、国際法上の法的拘束力はないが、国際的な法律基準のダイナミックな発展を意味し、また国際連合の加盟国の関心や関与を高めた。それは、ある意味で世界の先住民族の待遇を整備する重要な基準であり、「この惑星の3億7000万人の先住民族に対しての人権侵害を無くし、彼らが差別やマージナライゼーション(周辺化)と戦うのを援助するための疑う余地のない重要なツール」(1)であると言われた。

実際、その国際宣言に賛成票を投じた日本政府も、その翌年2008年(6月6日)に国会において「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」(以下「国会決議」と略す)を採択し、アイヌが日本の「先住民」であることを認め、アイヌ民族の文化権を保障することを決議した。

本稿は、日本の「先住民族」であるアイヌ民族の文化権を考察する。この場合、「文化権」とは国家からの自由を指す自由権的基本権と国家に保障を求める社会権的基本権の二つの権利から構成される(2)。この二つの権利は、民族文化への国家権力の統制・介入を規制する「国家権力への消極的な規制」(自由権)と民族文化の享受や創造のための「国家権力の積極的な関与」(社会権)を同時に求めるという意味で一見相反的である。しかし、国際法(国際人権規約)がそうであるように、先住民族の文化権は国家権力からの自由という消極的な権利のみではなく、その先にその自由の発展に繋がる民族としての生存の積極的な権利を予定する。その意味では、先住民族の文化権は自民族の文化の保護・維持を求める消極的文化権のみならず自民族の文化の発展を求める積極的文化権を内容としていると解される。

現状では、しかし、この先住民族の積極的文化権は「依然として新しい概念として生成中」(3)でありその理論構築が課題とされている。

本稿では以下の視点からアイヌ民族の文化権の特質を考察する。なお、執筆にあたっては、篠原が原案執筆し包が再考・加筆した。

(1) アイヌ民族政策にみるアイヌ先住民族の文化権はどうであるか。

- (2) 判例にみるアイヌ先住民族の文化権はどうか。
- (3) アイヌ先住民族の文化権の確立の可能性はあるか。

Ⅰ. アイヌ民族政策と国家法にみるアイヌ先住民族の文化権

2008年の国会決議では、採択された国際宣言が「アイヌ民族の長年の悲願を映したもの」であるとして、また「我が国が近代化する過程において、アイヌの人々が法的に等しく国民でありながら差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない」として、「アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認める」ことを決議した。さらに、政府は国際宣言の採択を契機に同宣言の関連条項を参照しながらアイヌ民族政策の推進と総合的な施策化を決議した。

日本政府はアイヌ民族政策の推進と総合的な施策化に関して、国会決議の同日に出された「内閣官房長官談話」により、「有識者会議」（実際には「アイヌ民族政策推進会議」）を設置し、「共生社会」（実際には「民族共生と象徴的な空間」）を形成することを表明し、現在内閣官房アイヌ総合政策室を中心に実際にアイヌ民族政策を推進している。

そのアイヌ民族政策とは、大きくは「アイヌ民族文化の振興と普及開発」と「アイヌの人々の生活向上」を内容とする。この場合、後者はアイヌの人々の生活・雇用の安定や産業の振興を内容とする福祉事業を指し、直接の文化権保障に関する文化事業は前者を指す。その具体的な内容は、アイヌ語・アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する普及啓発さらにアイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生を内容とする。実際には以下のようなことがらを指す。アイヌ語指導者の育成、アイヌ語教材の作成、アイヌ口承文芸の視聴覚資料の作成、アイヌ伝統工芸の保存や普及助成、文化フェスティバルの開催、小中学生向けの副読本の作成・配布、セミナー・講演会の開催など。

以上の一連のアイヌ文化事業については、「小学校から大学までの教育機関で、人権教育等の一環としてアイヌ民族が取り上げられ」(4)、「アイヌ文化の普及・啓発・交流などの既存の文化活動が盛んになった」(5)と評価されている。

しかし、一方、近年のアイヌ文化事業については、それが「限定された『伝統』や『文化』の枠組みの中」(6)での政策であり、当事者であるアイヌ民族にとって「文化的催しに民族的アイデンティティを感じられないアイヌが数多く存在する」(7)と指摘する批判も多い。また、北海道の一部の市町の住民を対象としたアンケート調査結果から、「全体に、アイヌ語やアイヌ文化の保存・振興に対しては寛容であるが、雇用対策、経済的援助、教育支援などの生活支援については積極的支持は少なく、逆に反発もある」(8)という指摘もある。

実際、近年（2013年）、総理府が行ったアイヌ政策に関する世論調査では、以下のような結果（図1）が示されている。それによると、多くの国民はアイヌの人々が先住民族であり、独特の伝統的な文化を形成していることをおおよそ理解しているが、先住民族であることの本質（条件）とされる「和人（日本人）と抗争し困窮化した歴史」や先住民の権利を規定する国際規範としての国際宣言の存在をあまり知らない。

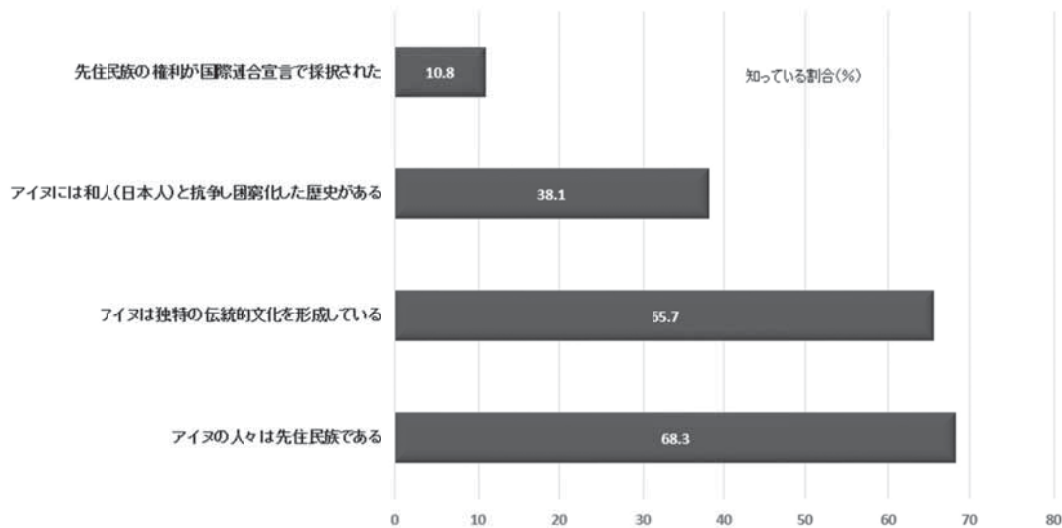


図1 日本国民のアイヌ民族に対する認識度
(総理府「アイヌ政策に関する世論調査」報告書 2013年10月)

いずれにしても、現代のアイヌ文化事業に対してはそれが本質的にアイヌ民族の文化権を保障するものかどうかについては争論がある。その背景にはアイヌ文化事業が法による国家政策ではなく、自治体（主に北海道）任せの地域政策であること。実際、形式上国際宣言は法的拘束力を持たない「申し合わせ」の次元のものであることが課題であった。また、「国会決議」は「アイヌの人々の先住性は歴史的事実である」と述べたが、「法的拘束力はなく、先住性とは単なる状況説明であり、アイヌ民族の権利保障に関わるものではなかった。」⁽⁹⁾ ここで検討しなければならないのはアイヌ民族の文化権に関する実際の現行法であると言える。

アイヌ民族の文化権を規定する国家法として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌ伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（1997年 以下アイヌ文化振興法と略す。）がある。同法はアイヌ民族を日本に存在する固有の「少数民族」として初めて国家法に位置づけた法律であり、アイヌ語やアイヌ文化の調査・研究や啓発を国と自治体の責任として義務化した。この法律の制定により、アイヌ民族を「旧土人」と規定していた「旧土人保護法」が廃止され、同法の制定における国会の付帯決議において、「アイヌの『先住民性』は歴史的事実である」と主張された。

同法は、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的」として制定された。詳細には、国及び地方公共団体に対して、「アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮する」（第4条 施策に関する配慮）ことを前提に、「アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努める」（同法第3条 国及び地方公共団体の責務）ことを義務づけた。さらに、国（主に国土交通省及び文部科学省）にアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針（第5条）と基本計画（第6条）を策定することを義務づけた。さらに、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人を指定した。

しかし、一方、同法に関しては多くの国民はその存在を知らず認知度が低い。例えば、北海道内の市町の日本人及びアイヌ人を対象とした調査(図2)では、日本人にその認知度は低く、さらに当事者としてのアイヌ人においてもその認知度は高いとは言えない。

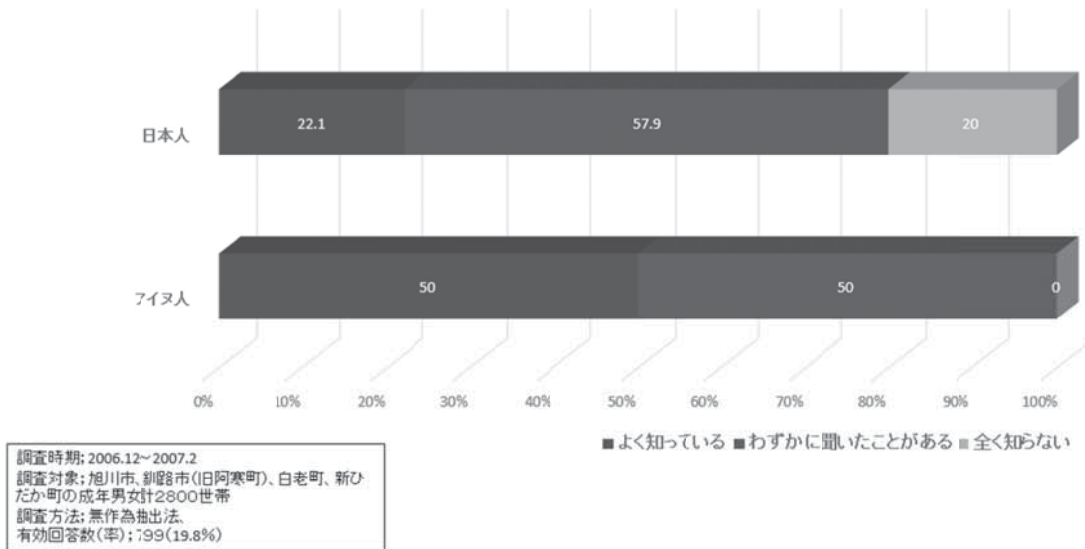


図2 アイヌ文化振興法に関する認知度

(柳岡宏「多数者と少数者の人権意識(後編)-アイヌ文化振興法をめぐる意識調査の統計的分析から」『北海道教育大学(人文科学・社会科学編)』第58巻第2号 123頁。)から引用。

また、同法は詳細には「アイヌの人々」の「文化振興」を規定するものであり、必ずしもアイヌの人々に「先住民族」としての権利保障を与えるものではなかった。実際、アイヌ文化振興法には、先住民族としての規定はなく、アイヌの人々の文化の保護と文化の普及促進のみが規定されていた。また、アイヌの人々の意識においても、その法的効果を求める意識はそれほど高いとは言えず、中には「(アイヌ文化) 振興法の廃止を望む。いまさらアイヌ語をどうする。それより英語を教えてくれ」(10) という否定的な主張もあった。さらに、「アイヌ文化の振興だけではアイヌの人々の権利を回復することにはならない」(11) として、経済条件や就学上の抜本的な改善を望む主張もあった。

以上の意味では、政治(「国会決議」)や現行法(「アイヌ文化振興法」)の次元では、アイヌ先住民族の文化権は社会的実効性を持たない。その背景には、アイヌ民族が「人口的にも極めて小さな単位で日本社会の中で影響力を持ちづらい」(12) ことやアイヌ人自身が歴史的に日本政府の阻害と差別の同化政策を背景としてカミングアウトができないという心理性をもつことがある。結果的に、先住権の議論がなされないままに文化振興という形で「アイヌ文化振興法」は制定され、文化享有権を含め先住権を反映させる権利は規定されていない。

II. 判例にみるアイヌ先住民族の文化権

しかし、「アイヌ文化振興法」が制定される二ヶ月前、アイヌ民族の文化権を認めた画期的な判決(1997年3月27日)があった。それは、「二風谷ダム訴訟裁判」をいう。同裁判は、第二次全国総合開発計画にもとづく苫小牧東部開発計画の一部として進められた二風谷ダムの建設に対して、それがアイヌの聖地を破壊しアイヌ先住民族の文化を破壊するものだとして、土地の強制収用を採決した収用委員会に裁決の取り消しを求めておこされた行政訴訟をいう。

一般にダム訴訟の多くはその収用裁決に関して、ダム建設の公益性や行政執行の合法性と私有財産の権利の利益衡量論により裁定されるが、同判決ではダム建設予定地にあるアイヌ先住民族の「聖地」は単なる金銭補償のみでは収用できないと裁定した。その根拠において、同判決は「私有財産」を広く解し、「個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」（憲法第13条）や「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（人権B規約第27条）に規定する少数民族の文化権（「その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利」）を含むと判定した。詳細には、同判決は憲法第13条「個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を弱者救済の立場に立ち以下のように解釈した。

「13条は、国民各個人の人格的価値を承認し、その個人主義と民主主義の原理を表現したものであり、相異なる個人を、形式的意味ではなく、実質的に尊重し、社会の場面において弱い立場にある者に対して、その場面において強い立場にある者がおごることなく謙虚にその弱者をいたわる....。」

さらに、個人のみならず集団としての民族の関係、マジョリティー（多数民族）とマイノリティー（少数民族）の関係に適用し、少数民族の文化権に関して以下のように解釈した。

「多数民族は、多数であるが故に少数民族の利益を無視ないし忘れがちであり殊にその利益が多数民族の一般的な価値観から推し量るときはその傾向が強くなりがちである。少数民族にとっての民族固有な文化は、多数民族に同化せず、その民族性を維持する本質的なものであるから、その民族に属する個人にとって、民族固有の文化を享有する権利は、自己の人格的生存に必要な権利といい得る。これを保障することは個人を実質的に尊重することに当たるとともに、多数者が社会的弱者についてその立場を理解し、尊重しようとする民主主義の理念にかなう。」

ここで、重要なことは、少数民族の文化が多数民族（国家）に同化せず、その民族性を維持する本質的なものであり、その固有な文化を享有することが自己の人格的生存に必要な権利であるとして、アイヌ民族の文化権を生存権的な権利として積極的に解釈している点にある。

その上で同判決はダム建設予定にあるアイヌの遺跡（「イオル」）をアイヌの自然崇拝の聖地であり文化空間であり、アイヌ民族の文化権益として判定した。さらに、「アイヌの人々」を先住民族として判定した。同判決は、原告の主張を受け入れアイヌの先住民族性を以下のように判定した。

「アイヌの人々は我が国の統治が及ぶ前から主として北海道において居住し、独自の文化を形成し、またアイデンティティを有しており、これが我が国の統治に取り込まれた後もその多数構成員の採った政策等により、経済的、社会的に大きな打撃を受けつつも、なお独自の文化及びアイデンティティを喪失していない社会的な集団であるといえることができる。」

表1 二風谷ダム訴訟におけるアイヌの先住民族性に関する争論

原告(アイヌ民族)	被告(北海道庁・国)	判決(札幌地裁)
アイヌ民族が「先住民族」であることは「公知の事実」であり、北海道に先住していた事実がある。また、アイヌ民族がB規約をはじめ、国際的な意味では「先住民族」として考えられている。先住民族の定義についても、コーボラ報告の「歴史的に地域で自分たち独自の社会的な生活・社会的経済的・政治的システムを持っていたという歴史的事実がある人達」という定義に該当する。	「アイヌの人々が「先住民族」であるか否かは、本件事案認定の適法性を左右する要素とはなり得ない。したがって本訴訟において、アイヌの人々が先住民族であるか否かについて認定する必要はない。更に、「先住民族」なる概念の意味内容は、いまだ国内的にも国際的にも明確にされておらず、1993年を世界の先住民の国際年であると定めた第45回国連総会の決議においても、先住民族の定義については触れられていない。	アイヌの人々は我が国の統治が及ぶ前から主として北海道において居住し、独自の文化を形成し、またアイデンティティを有しており、これが我が国の統治に取り込まれた後もその多数構成員の採った政策等により、経済的、社会的に大きな打撃を受けつつも、なお独自の文化及びアイデンティティを喪失していない社会的な集団であるということが出来る。

一般に民族問題については、「法はマジョリティーが制定し、マイノリティーは事後的救済を（後から）司法に求める」(13) という現実がある。そうした中、同判決は、日本国憲法に「民族」や「先住民族」の規定のない現実を前に、アイヌの集合体的権利を規定するには憲法に準ずる上位概念が求められる状況で、現行の憲法規定第13条（人権の一般規定）を再解釈し、人権B規約を援用しながら先進的に先住民の権利理論を構築した判決と評価できる。しかし、同判決は結果的にその二か月後に制定されたアイヌ文化振興法に対しては実効性のある影響を与えなかった。同法は、文化の概念からすれば狭視的であり、アイヌ民族の先住性を積極的に支持せず、付加的であり、先住性を尊重した文化享有権を反映させる思考は働いてはいない(14)。

その背景には、アイヌ民族の「先住権」に関する政治的な課題があったと理解される。この先住権については、文化権に加えて民族としての自治権や自決権を含み、理論的には国際法上「国」に等しい主体になることも想定される。その場合、極端には先住権を持つ先住民族は国際法上の主体的国家として現政府国家に対して、対等なパートナーとして国際法上の交渉相手となることも予想される。しかし、それは現政府にとって「国家内国家」を意味し、ある種のアナーキズム論の出現が国家としてのガバナンスを不安にする懸念材料となる。

実際、二風谷訴訟において被告となった北海道開発庁と国は、アイヌの「先住権」の解釈において、同概念が領土権や自決権と言った概念につながりアイヌの独立まで視野に入れる危険な思想であり、さらに「先住権」という権利概念自体が国際法上の定義が不確定なものであると否定している。また、結果的には同判決はアイヌの先住性とその文化享有権は認めたが先住権（自治権）については留保した。そして、アイヌ文化振興法も明確にはアイヌの人々が「先住民族」でありさらに「先住権」をもつことは規定していない。

さらに、同法制定の契機となった日本政府による国際宣言への賛成についても、その賛成は「条件付き賛成」であり、以下のような条件が付けられていた。そこには、先住民族の先住権にある「自己決定権」を独立の自治権ではなくあくまでも現政権の国家的及び政治的統治下にある制限された権限とする主張があった。

The right of self-determination did not give indigenous people the right to be separate and independent from their countries of residence, and that right should not be involved for the purpose of impairing the sovereignty of a state, its national and political unity.

「自己決定権は、先住民族に対してその属する国家から分離し独立する権利を与えるものではなく、さらに現政府の統治を害する目的に関与するものであってはならない。それは、国家的及び政治的統一を指す。」

この主張は、しかし、日本に限らず国際宣言に反対票を投じた旧イギリス植民地を歴史に持つオーストラリアやカナダ、アメリカと同様の思想であり、多様な文化集団の独自のアイデンティティを承認しながらも、民族分離（独立）主義を否定しそれを国家統治の限られた私的領域に留める。それは、あくまでも現政権の国家ガバナンス下での平和的な文化共存を求める文化多元主義的政策に近いものと考えることができる。

Ⅲ. アイヌ先住民族の積極的文化権としての教育権

現状では、法制度上アイヌ民族は「先住民族」として規定されていない。そのためその先住権はない。したがって、その文化権はあくまでも「文化振興」により与えられた福祉的で消極的な文化権に留まる。そこには、積極的な文化権すなわち集団的権利としての文化自決権や文化創造権の拡大の可能性はないのだろうか。

実は、文化振興法が制定される以前、アイヌ関連団体である北海道ウタリ協会（現北海道アイヌ協会）は、民族としての法的地位と権利保証をもとめて独自に「アイヌ民族に関する法律(案)」(通称「アイヌ新法」という)を1984年に採択し、政府に同法の制定を求める運動を展開していた。同法は「文化振興」に限定された「アイヌ文化振興法」とは異なり、日本政府による歴史上の同化政策の責任を求め、その補償として積極的にアイヌ民族の権利をさまざまに主張した。それは、アイヌの人々の基本的人権、国会や地方議会における民族議席、文化振興、民族地区の産業経済の安定、民族自立化基金や民族政策の審議機関の設置など広範囲に及ぶ。このうち、「文化振興」については詳細に以下のように規定された。

1. アイヌ子弟の総合的教育対策を実施する。
2. アイヌ子弟教育にはアイヌ語学習を計画的に導入する。
3. 学校教育および社会教育からアイヌ民族にたいする差別を一掃するための対策を実施する。
4. 大学教育においてはアイヌ語、アイヌ民族文化、アイヌ史等についての講座を開設する。さらに、講座担当の教員については既存の諸規定にとらわれることなくそれぞれの分野におけるアイヌ民族のすぐれた人材を教授、助教授、講師等に登用し、アイヌ子弟の入学および受講についても特例を設けてそれぞれの分野に専念しうようにする。
5. アイヌ語、アイヌ文化の研究、維持を主目的とする国立研究施設を設置する。これには、アイヌ民族が研究者として主体的に参加する。従来の研究はアイヌ民族の意思が反映されないままに一方的におこなわれ、アイヌ民族をいわゆる研究対象としているところに基本的過誤があったのであり、こうした研究のあり方は変革されなければならない。
6. 現在おこなわれつつあるアイヌ民族文化の伝承・保存についても、問題点の有無をさらに再検討し、完全を期する。

以上の「文化振興」に関連する規定としての特徴は、同法案がアイヌ語・アイヌ文化の研究やアイヌ民族文化の伝承・保存と言った文化振興のみならず、アイヌ子弟の総合的教育政策、アイヌ子弟に対するアイヌ語学習の導入、学校教育や社会教育におけるアイヌ民族差別の一掃、さらに大学教育におけるアイヌ語やアイヌ民族文化の推進など、民族教育を積極的に規定している点にある。

そこには、教育権をアイヌ民族にとっての積極的文化権として方向づける主張があるといえる。アイヌ民族の教育権をどのようにとらえるか。それは、今後のアイヌ民族の文化権の発展の可能性を意味する。

世界的にみて先住民族の教育権については実は国際宣言にも独立の条文があり、その条項をみてもみる。

「先住民族の権利に関する国際宣言」第14条 (教育の権利)

1. 先住民族は、自らの文化的な教育法および学習法に適した方法で、独自の言語で教育を提供する教育制度および施設を設立し、管理する権利を有する。
2. 先住民族である個人、特に子どもは、国家によるあらゆる段階と形態の教育を、差別されずに受ける権利を有する。
3. 国家は、先住民族と連携して、その共同体の外に居住する者を含め先住民族である個人、特に子どもが、可能な場合に、独自の文化および言語による教育に対してアクセス (到達もしくは入手し、利用) できるよう、効果的措置をとる。

同規定第1項は、「先住民族が民族固有の言語を教授言語として使用し、民族が継承してきた知恵や技術をベースとしてきた民族固有の内容や方法による民族学校や民族大学を設立し運営する自己決定権」(15)を規定している。第2項は形式的平等ではなく先住民に配慮した質の高い教育を受けるための「アファーマティブ・アクション」(少数派優遇政策)(16)を想定している。さらに、第3項は先住民の子どもに対して国家がその文化や言語による教育の条件整備を行う義務があることを規定している。同規定は、アイヌ民族の子どもへの教育機会の保障や民族教育の実現に関して先のアイヌ新法をより具現化した内容となっている。

日本の現状はどうであろうか。現在、日本にはアイヌの子弟のための民族学校はない。また、国公立学校においてアイヌ語を教授言語とする授業はない。その点、アイヌ関連団体はアイヌ民族教育政策としてアイヌ民族学校の設置やアイヌ語教師の養成さらに義務教育段階を中心にアイヌ語やアイヌ文化のカリキュラムを求めている。

実際は、北海道内の小・中学校では総合的学習の時間において一部の学校がアイヌ語やアイヌ文化の教育を実践している。例えば、二風谷ダム訴訟の舞台となった校区をもつ平取町立二風谷小学校では、「アイヌ発祥の地」(17)である二風谷の地域学習(「ハララキ」としてアイヌ言語・文化に関する体験的学習や調べ学習を展開している。その背景には同校区の住民の多くに自らを「二風谷(アイヌ)人」であるとする誇りがあり、また親の意識に学校がアイヌの文化知識をカリキュラム化することにより、民族的出自の重荷から解放され自己イメージの肯定化ができる(18)という期待があった。

また、千歳市立末広小学校では、校舎内にアイヌの伝統的な住居建築である「チセ」を造り地域文化資料室として活用し、さらに2年生「生活科」で伝統的なアイヌ料理(野菜とサケを煮込んだチュプオハウ)を作って食べるという学習を行っている。それは、単にアイヌの子どもに対する民族教育を意識したものではなく、「幼いうちに本物のアイヌ文化を体験的に学んだ(和人の)子どもたちは、その文化の持ち主である民族に対して差別的な感情など持たない」(19)とする教師集団の差別撤廃のための民族教育への熱意があった。さらに、白糠町では町内のすべての公立小・中学校6校で総合的学習の時間でふるさと学習の一環としてアイヌ文化学習を実践している。そこには、民族教育を郷土教育の一環ととらえる地域住民も含めた共同体意識があった。

しかし、現実にはこうした教育実践は「熱心な教員の個人的な実践か、せいぜい学校単位に止まる」(20)と言われる。市教委レベルでアイヌ文化学習の指導資料(『アイヌ(民族)の歴史・文化等に関する指導資料』(1986年~2008年))を作成した札幌市内の小学校でも広くアイヌ学習が実践されてきたとは言えない。その背景には、ネイティブの精神性を現代的なコンテクストに再編するというカリキュラム開発の技術的な問題ではなく、アイヌ民族教育が本質的に「学習指導要領による外的規制と出自を隠すという内的規制」(21)を受け、さらに固有の文字を持たないさらに人口的に極めて小さな単位で日本社会の中では影

響力を持ちづらい「極少数民族」であるという事情がある。現状では、日本の少数民族教育すなわちアイヌ民族教育は、グローバルレベルの一般的な少数民族教育のレベルのみならず、多文化教育や異文化教育のレベルにも達していない。今後、アイヌ先住民族の文化権の保障と拡張のために、教育実践としての民族教育の展開が期待される。

小結

現状では、世界の先住民政策はパブリックには同化主義ではなく多様な民族集団の文化性を容認しその独自のアイデンティティと文化を保護するという文化多元主義 (multiculturalism) 的な政策を形式化している。しかし、それはその先住民族の文化が政権ガバナンスのもとでの「私的領域」のみで発揮されることを寛容に容認するもので、いったんその文化が「公的領域」に拡張した場合ある種の一元的な囲い込みを意図する。その背景には、先住民族の文化拡張がある種のラジカルな民族主義運動に展開し極端には「国家内国家」の分裂を起こすことへの現政権の危惧がある。そのことは、「先住民族」の概念及び先住民族の「文化権」が政治的概念として扱われ、国家法になじまない非法的な概念に近いものとされることを意味している。

日本の場合も同様であり、アイヌ先住民族は政治上（国会決議）や法形式上（アイヌ文化振興法）においては、その先住性や文化振興が認められたが、社会権としての民族文化への享受権・創造権や集団的権利としての文化自決権や文化的アイデンティティ権は現実化していない。今後において、アイヌ先住民族の文化権をどのように拡張するか。その可能性の一つが民族教育の実践運動であると考えられる。民族教育は民族アイデンティティの形成を中心として先住民族の次世代を対象として民族アイデンティティを「文化的遺伝子」として民族の文化の継承と発展を求める。その意味では単に文化権の保障ではなく積極的に文化の創造権や文化的アイデンティティ権を創造するエンパワーメントになると考える。

また、民族教育の実践は日本人（公教育）にとっても、「無色透明な日本人」(22) としての疑似的「単一民族性」観を見直し、アイヌ民族の存在の認識を通じて自らの民族としてのあり方を見直す機会になると考える。それは、日本人もアイヌ人と同様に自己の文化の民族性を相対化するリテラシーを持つことにより、アイヌ先住民族の文化を理解することを意味する。その時点で民族教育は同化主義を補強する政治的文化多元主義の限界を打破できると考える。

注

- (1) Frequently Asked Questions: Declaration on the Rights of Indigenous Peoples United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues.
- (2) 小林真理「文化行政の理念としての〈文化権〉・〈文化〉に関する権利概念の現状」『早稲田大学文化経済学会論文集』第1号 1995年 107頁～108頁。
- (3) 小林真理 同上論文 109頁。
- (4) 北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』北海道大学出版会 2010年 216頁。
- (5) 上野昌之「アイヌ民族教育の史的展開・アイヌ学習指導上の留意点について」日本社会教育学会編『アイヌ民族・先住民族教育の現在』（日本の社会教育第58集）2014年 44頁。
- (6) 野本正博「イオルプロジェクトからみる先住民としてのアイヌ」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社 2009年 318頁。
- (7) 野本正博 同上論文 同頁。
- (8) 濱田国佑「第3章 北海道の地域住民によるアイヌ政策評価：むかわ町と札幌市を事例として」北海道大学アイヌ・先住民族研究センター編『北海道アイヌ民族生活実態調査報告』92頁。

- (9) 上野昌之『アイヌ民族の言語復興と歴史教育の研究』風間書房 2014年 196頁。
- (10) 大黒正伸「アイヌ民族の日常的リアリティー - 白老町と紋別町の調査から -」松本和良・江川直子編『アイヌ民族とエスニシティの社会学』学文社 2001年 134頁。
- (11) 小内透「序章 問題の所在」『北海道アイヌ民族生活実態調査報告書4』2015年 7頁。
- (12) 上野昌之 前掲書(注9) 196頁。
- (13) 初岡宏成「多数者と少数者の人権意識(後編) - アイヌ文化振興法をめぐる意識調査の統計的分析 -」『北海道教育大学紀要(人文科学・社会科学編)』第58巻第2号 2008年 45頁。
- (14) 上野昌之 前掲書(注9) 205頁。
- (15) 野元弘幸「アイヌ民族・先住民族教育研究の課題と展望」日本社会教育学会編『アイヌ民族・先住民族教育の現在』東洋館出版社 2014年 11頁～12頁。
- (16) 前田耕司「先住民族をめぐる教育政策の課題と国際教育学の視座」日本国際教育学会創立20周年記念年報『国際教育学の展開と多文化共生』学文社 2010年 62頁。
- (17) 萱野茂『アイヌの碑』朝日文庫 1990年 14頁。
- (18) ゲーマン・ジェフ「地域と文化に根ざした教育についての考察 - 二風谷小の取り組みを中心に -」『九州大学大学院教育学コース院生論文集』2009年 69頁。
- (19) 佐々木博司・田中美穂共著『「チセ」のある学校』クルーズ 2011年 98頁。
- (20) 新藤慶「アイヌ文化学習の論理と展望 - 地域との関連を中心に -」『日本教育社会学会大会報告要旨集録』2015年 62頁。
- (21) ゲーマン・ジェフ 前掲論文(注18) 80頁。
- (22) 一盛真「『日本人』の自己認識と民族問題 - 先住民族・少数民族の教育権の確立のために -」日本社会教育学会年報編集委員会編『日本の社会教育』第58集 東洋館出版社 2014年 52頁。

付記

本研究は、日本学術振興会：挑戦的萌芽研究「中国少数民族教育法の開発的研究」(研究代表者；篠原清昭 研究課題/領域番号 16K13522)の成果の一部である。なお、本稿は第2回東アジア教育国際カンファレンス『東アジアの社会発展と教育改革』(IOEAE 2016 於；東京 2016年10月15日)におけるセッション報告「The Rights to Education of the Ethnic Groups in Japan 日本における少数民族の教育権」を論文にまとめたものである。